

引越し時の公共機関への手続き一覧

管轄	項目	転出手続き(現住まい)	転入手続き(新居先)
各市役所	住民登録 国民健康保険 国民年金 乳幼児医療 老人医療	転出する日までに印鑑、国民健康保険証、国民年金手帳、老人医療証、赤ちゃん医療証、を持参し、届け出る。 「転出証明書」を受け取る。	移転後14日以内に新居の市役所へ「転出証明書」、印鑑、国民健康保険証、国民年金手帳を持参し、届け出る。
	印鑑登録	転出届を出せば自動的に消去されるので手続き不要。 登録証を返却すればより確実。 「転出証明書」を受け取る。	登録しようとする印鑑を持参。
	児童手当	印鑑を持参し児童手当受給事由消滅届けを提出。 「所得証明書」を受け取る。	印鑑、年金の加入証明書(国民年金は年金手帳)、銀行預金通帳、「所得証明書」を持参。
	老齢福祉年金	印鑑を持参し、「所得証明書」を発行してもらおう。	印鑑、国民年金手帳、「所得証明書」を持参。
	原付自転車	印鑑、車両番号交付証明書、ナンバープレート持参。 「廃車証明書」を受け取る。	印鑑、住民票、廃車控、車体ナンバー控を持参。
学校	公立 小学校 中学校	<p>学中の学校に「転校届」を提出し、「転校確認書」を受け取る。</p> <p>市役所で「転出届」を出すときに a. の「転校確認書」を提出し、「転出学通知書」を受け取る。</p> <p>b. の「転出学通知書」を学校に提出し、「在学証明書」「教科書受給証明書」を受け取る。</p>	<p>市役所で「転入届」を出した時に「転入学通知書」を受け取る。</p> <p>学校に a. の「転入学通知書」と「在学証明書」、「教科書受給証明書」を提出する。</p>
陸運局	自動車 自動二輪	手続き不要。	印鑑、車検証、新住民票、車庫証明書(二輪は不要)を持参。
警察署	運転免許証	手続き不要。	免許証、県外転居の場合は、免許証用の写真が1枚必要。住民票の写し(コピーは不可)、新住所の健康保険証、消印付はがき、公共料金の領収書、外国人登録証明書(外国人の方)のいずれか1つを持参。(消印のない、ダイレクトメール、年賀状は、除きます。)
郵便局	郵便	「住所変更届」を郵便局に出します。住所変更届は葉書サイズの用紙で郵便局の目に付くところに置いてあります。これに必要な事項を書いて切手を貼らずにポストに入れればOK。 1年間無料転送してくれる。	手続き不要。郵便貯金通帳の住所変更は、印鑑、通帳を持参。

項目	管轄	転出手続き			転入手続き
		確認事項	清算	届出期間	
電話	NTT	氏名、電話番号 新旧住所 移設希望日 1	転居先に請求書が届くので、その後支払う。	引越しが決まったらずくに、TEL116へ。	手続き不要
電気	電力会社各社 東京電力	氏名、電話番号 新旧住所 引越日時 お客様番号 2	引越日に料金精算	転居日の10日～1週間前	リミッターに取り付けてあるハガキ(申込書)に、記入の上投函。
ガス	ガス会社	氏名、電話番号 新旧住所 引越日時 お客様番号 2	引越日に料金精算	転居日の10日～1週間前	転入の2～3日前に転居先の管轄サービスショップに連絡する。 当日係員が検針後使用できる。
水道	水道局	氏名、電話番号 新旧住所 引越日時 お客様番号 2	引越日に料金精算	転居日の2日～3日前	転入後に水道局に連絡する。

お住まいの都道府県・市町村により、手続きが異なる場合があります。